

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市安佐北区白木町大字三田字小椿1521番地の3

氏名 有限会社ダイイチ企業
代表取締役 小川 勲
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成31年1月31日

許可の有効期限 令和8年1月30日

1. 事業の範囲

| 区 分 | 産業廃棄物の種類 |
|-----|----------|
| | 裏面のとおり |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

| 年月日 | 更新・変更の別 | 年月日 | 更新・変更の別 |
|------------|---------|-------------|-------------|
| H22. 9. 15 | 更新許可 | H29. 9. 7 | 更新許可 |
| H23. 4. 19 | 変更許可 | H31. 01. 30 | 更新許可 (優良認定) |
| H25. 11. 6 | 優良確認 | R 4. 9. 20 | 変更許可 |

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考
令和4年11月15日 職権により書換

1. 事業の範囲

| 区分 | 産業廃棄物の種類 |
|--|---|
| <p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p> | <p>汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。この欄以下余白</p> |
| <p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p> | <p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず 銼きい がれき類 動物のふん尿 動物の死体 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。以下余白</p> |